

令和3年度制度改正対応版

# 生命保険の税務

## —実践ガイド—

### [ 追 補 ]

2021年8月制作

所得税基本通達36-37が2021年7月1日に改正されました。  
当追補は、本書（2021年5月25日発刊）の当該通達の改正に関する記述を補完するためのものです。



**FPS**

セールス手帖社保険FPS研究所

## 改正点

所得税基本通達 36-37 の改正（2021（令和 3）年 7 月 1 日施行）により「保険契約等に関する権利の評価」の取り扱いが下記のとおり改正されました。

### 1. 原則的な取り扱い

「支給時解約返戻金の額」で評価します（評価方法は従来の取り扱いと同様）。

「支給時解約返戻金の額」とは、契約者を変更（法人→個人、または、法人→別の法人）した時点で生命保険契約を解約した場合に支払われる解約返戻金の額、および、その他に支払われることとなる前納保険料の金額や配当金等がある場合には、これらの金額との合計額となります。

### 2. 今回の改正により追加となった取り扱い

以下の（ア）～（ウ）のすべての要件に該当する場合には、「支給時資産計上額」で評価します。

「支給時資産計上額」とは、契約者変更時点における、前払部分の保険料として法人税基本通達の取り扱いにより資産計上すべき金額（前払保険料や保険料積立金の勘定科目として資産計上されている金額）で、預り金などで処理をした前納保険料や配当金の積立額等がある場合はこれらを加算した金額となります。

（ア）「支給時解約返戻金の額 < 支給時資産計上額×70%」であること

（イ）2021（令和 3）年 7 月 1 日以降の契約者変更であること

（ウ）法人税基本通達 9-3-5 の 2 の適用を受ける契約※であること

※契約日が 2019（令和元）年 7 月 8 日以降の「保険料に多額の前納部分の保険料が含まれる」定期保険・第三分野保険に該当する保険契約（本書 P. 52～57 参照）

### 3. 払済保険の契約者を変更（法人→個人、または、法人→別の法人）する場合の取り扱い

復旧可能な払済保険で、払済保険変更前の元の契約が法人税基本通達 9-3-5 の 2 の適用を受ける契約である場合、「支給時資産計上額に、払済保険変更時の処理において損金算入した金額を加算した金額」で評価します。

\* 本書 P. 93 『コラム 最新の動向 「法人」→「個人」への名義変更時の生命保険契約評価方法の見直しについて』の記載内容も、上記の改正点のとおり差し替えとなります。

## 本書 P. 71～72 2 契約内容の変更

### （2）法人契約を個人契約に変更（契約者・受取人を「法人」→「個人」）

#### 1. 現状の記載内容について

原則的な取り扱いは、現状の記載どおり。

#### 2. 上記改正点「2. 今回の改正により追加となった取り扱い」に該当する場合の取り扱いについて

退職者へ退職金の一部として、上記改正点「2. 今回の改正により追加となった取り扱い」（ア）～（ウ）の要件すべてに該当する契約を個人契約に変更する場合の経理処理は次のとおり。

①退職金（在職中は役員給与または賞与）として資産計上額（前払保険料累計額）、配当金積立金等があればそれを加算した金額を、借方に計上する。

②資産計上額（前払保険料累計額）、あわせて配当金積立金があればその金額も取り崩して貸方に計上する。

したがって、借方と貸方の計上額は同額となるため、雑損失や雑収入の計上は発生しない。

**【設 例】**

法人税基本通達9-3-5の2の適用を受ける契約の契約者を、2021（令和3）年7月1日以降で「法人」→「個人」に変更時、該当の生命保険の前払保険料750万円、配当金積立金50万円、解約返戻金相当額（配当金を含む）500万円であり、これを退職金の一部として支給した。

借 方		貸 方	
退職金	800万円	前払保険料	750万円
		配当金積立金	50万円

\*この場合、支給時解約返戻金の額=500万円、支給時資産計上額=800万円（前払保険料+配当金積立金）で、支給時解約返戻金の額（500万円）< 支給時資産計上額×70%（560万円）となるため、退職金額は支給時資産計上額で評価します。

**（3）法人契約を別法人契約に変更（契約者・受取人を「A法人」→「B法人」）**

1. 現状の記載内容について

原則的な取り扱いは、現状の記載どおり。

2. 上記改正点「2. 今回の改正により追加となった取り扱い」に該当する場合の取り扱いについて

**【設 例】**

法人税基本通達9-3-5の2の適用を受ける契約の契約者を、2021（令和3）年7月1日以降で「A法人」→「B法人」に変更時、該当の生命保険の前払保険料750万円、配当金積立金50万円、解約返戻金相当額（配当金を含む）500万円であった。

①A法人の経理処理

この設例の場合、支給時解約返戻金の額=500万円、支給時資産計上額=800万円（前払保険料+配当金積立金）で、支給時解約返戻金の額（500万円）< 支給時資産計上額×70%（560万円）となるため、A法人は支給時資産計上額の金額でB法人に譲渡した（現金を受け取った）として処理する。無償で変更したときは、支給時資産計上額の金額をB法人に寄附したとして処理する。

借 方		貸 方	
現金・預金（寄附金*）	800万円	前払保険料	750万円
		配当金積立金	50万円

※無償の場合の勘定科目

②B法人の経理処理

支給時資産計上額=800万円（前払保険料+配当金積立金）を支払い、A法人で前払保険料として計上していた750万円を前払保険料として、配当金積立金として計上していた50万円を配当金積立金として、それぞれ資産計上する。

借 方		貸 方	
前払保険料	750万円	現金・預金（雑収入*）	800万円
配当金積立金	50万円		

※無償の場合の勘定科目